

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月18日  
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ  
照会担当者 アシスタントインストラクター スタッフ職 杉田 一彦  
連絡先 [REDACTED]  
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 0000-000	本部受付番号 No. 2010-598
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

疑義照会 2010-502【一時帰休と保険者算定について】の回答に係る質問等について

(内容)

先日回答のあった標記の件に関して、下記の通り照会いたします

「疑義照会 2010-502（一時帰休と保険者算定について）において、前年の定時決定の後、随時改定があった場合にはその随時改定を従前としてよいか」という照会に対し、「従前」の考え方は貴見のとおり」と回答されておりますが、当Gが頂いている疑義照会 2010-155（一時帰休に係る定時決定及び随時改定の取扱いについて）の回答及び疑義照会 2010-199（一時帰休の取扱いについて）の回答では、定時決定の対象月の全てが一時帰休の状態であったが、当該決定を行う際（9月1日）にその一時帰休が解消されている場合の標準報酬月額については、一時帰休による随時改定前の標準報酬月額を用いることとなっております。従いまして、疑義照会 2010-502 照会における「随時改定」とは一時帰休による随時改定を除いたものを意味しているという判断でよろしいでしょうか。

また、「ご質問のケースは昭和36年1月26日保険発第7号通知の一（2）に該当する」との説明がありますが、当事例は一時帰休における取扱いケース

のため、昭和50年3月29日保険発25号・庁保険発第8号通知の二の（1）に該当することから、回答の訂正が必要であると考えます。

＜照会に係る諸規程等の名称、条文番号等＞

- ・昭和36年1月26日保険発第7号通知の一（2）
- ・昭和50年3月29日保険発25号・庁保険発第8号通知の二の（1）

（本部回答）

貴見のとおり。

一時帰休等の措置がとられた場合における標準報酬の取扱いについては、昭和50年3月29日保険発25号・庁保険発第8号通知「一時帰休等の措置がとられた場合における健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格及び標準報酬の取扱いについて」によりその取扱いが示されており、当通知の2.（1）アにおいて規定されている当該定時決定を行う年の9月以後において受けるべき報酬とは、一時帰休による隨時改定前の標準報酬月額を指しているものである。

なお、上記の考え方については、一時帰休による随时改定が1年以上遡るような場合であっても、同様であり、一時帰休による標準報酬の決定又は改定が行われる前の報酬により、定時決定を行うこととなる。

回答日 平成22年9月13日  
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G  
回答作成者 (一般) 村上 泰史  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認  
(軽微なものについてはグループ長)

山上